

はじめに

国際連合(国連)では、人権という普遍的な文化を構築することを目的に平成17(2005年)から「人権教育のための世界計画」を開始し、平成22(2010年)からの第2段階(第2フェーズ)では、高等教育における人権教育や教員・公務員・法執行官等の特定職業従事者に対する人権研修の推進を呼びかけています。

わが国においては、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、国や地方公共団体、国民の責務等を明らかにして人権教育・人権啓発に取り組んできました。今なお、さまざまな人権問題が存在しインターネットや電子メールによる人権侵害等、新たな人権課題が発生しています。

本市においては、人権教育・人権啓発に関わる施策の進捗状況を踏まえ、さまざまな人権問題に対応するため、平成23年度から5年間を計画期間とする「第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定し、指針に基づき人権尊重のまちづくりの実現に向けた教育・啓発事業を推進しています。



「第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定し、指針に基づき人権尊重のまちづくりの実現に向けた教育・啓発事業を推進しています。

■人権をめぐる芦屋市の取り組み

本市では、「第3次芦屋市総合計画(平成13~22年度)」において、市民と行政の協働のもと、「ふれあい文化を育てるまちづくり」を基本理念とし、活気あふれる豊かな生活環境と人権が尊重されるまちづくりに努めてきました。とりわけ、阪神・淡路大震災等から学んだ生命の尊厳や人とのつながりの大切さ等、貴重な教訓を生かした取り組みを進めています。

しかしながら、近年の急激な社会情勢の変化とともに、本市においても「いじめ」や「うつ病」、「自殺」や「ドメスティック・バイオレンス」のほか「インターネット」を利用した差別メールや掲示板への書き込み等、新たな人権問題に対する取り組みが喫緊の課題となっています。

今後は、人権の尊重をめぐる国内外の動向や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏まえるとともに、本市のまちづくりの指標となる「第4次芦屋市総合計画(平成23~32年度)」で示される課題や目指すべき社会像も見据えながら、豊かな人権文化に満ちたまちづくりを目指して、市民と行政の協働のもと、より積極的に取り組んでいきます。

(「第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」抜粋)



■「第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」の構成

第1章 総合推進指針の策定にあたって	第4章 あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進
1 基本的な考え方	1 家庭/学校/地域/職場(企業等)の事業所/広域的な教育および啓発活動
2 人権をめぐる国際社会における取り組み	2 人権啓発の推進
3 人権をめぐる日本における取り組み	3 市民職員等への啓発
4 人権をめぐる芦屋市における取り組み	4 全庁的な職員研修の充実
5 人権に関する基本理念	5 職場環境の改善
1 人権の基本理念	6 特定職業従事者に対する研修の充実
2 人権教育・人権啓発の定義	7 教職員/消防職員/医療・保健関係者/福祉関係者
3 主要な人権問題の現状と課題	6 本章 本指針の総合的・効果的な推進
1 女性の権利	1 事業計画の策定
2 子どもの権利	2 全庁的な推進体制
3 高齢者の権利	3 人権教育・人権啓発推進協議会の意見の反映
4 障がいのある人の権利	4 人権関係機関のネットワークの構築
5 同和問題	5 市民の自発的活動の促進
6 外国人の権利	6 人権の視点に立った事業評価
7 HIV感染者等の権利	7 指針の見直し
8 インターネットによる人権侵害	
9 その他の人権問題	



芦屋市の人権推進シンボルマーク

「第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定しました

問い合わせ 人権推進担当 ☎38-2055

「第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」は、本市が取り組む人権教育および人権啓発施策の基本的な方針となるものです。この総合推進指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定する基本理念に則り、本市における人権教育・人権啓発施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、法第5条に基づき策定されました。

市では、「人権尊重の精神の涵養」と「理念の普及」および「理解を深める」ことを目的としていますので、人権の視点を施策に反映させ、すべての人々の人権が尊重される人権教育・人権啓発を推進します。今後は、この「第2次総合推進指針」に基づいて、さまざまな人権問題の解決に取り組んでいきます。



すべての人々の「人権」が尊重されるまちづくりを推進します

主な「人権問題」への取り組み

- 女性の権利
 - 誰もが性別にかかわらず、均等に責任を担い幸せを分かちあうことができる、男女共同参画社会の実現に向けて、市民グループの活動支援等に引き続き取り組めます。
- 子どもの権利
 - 子どもの権利条約の周知・啓発に努めるとともに、児童虐待の防止や早期の発見、いじめや不登校等、子どもたちの「心」を支えるシステムの充実を取り組み、子どもの人権を保障する取り組みを推進します。
- 高齢者の権利
 - 高齢者に対する偏見の解消や認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、高齢者虐待をはじめとした権利侵害に対する支援体制を充実します。
- 障がいのある人の権利
 - 就労環境の整備やバリアフリーの実現、スポーツや音楽・文化活動に関するイベントや交流事業の積極的な推進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う「共生社会」の実現を目指します。
- 同和問題
 - 「差別発言」や「差別落書き」、「インターネット」上の誹謗中傷や差別を助長する表現」が繰り返され、結婚差別や転居に伴う「土地差別」について、市民の現状認識を広げるとともに、根深く存在している差別意識の解消を図る取り組みを引き続き推進します。
- 外国人の権利
 - 外国人の持つ多様性を尊重する人権意識の高揚と国際感覚を醸成する学習や啓発等、在住外国人の人権尊重を基本に据えた取り組みを推進します。
- HIV感染者等の権利
 - 正しい知識の普及と感染者等に対する差別・偏見の解消を図るため、ポスターや啓発紙による広報・講演会等、あらゆる機会を活用した教育・啓発活動を推進します。
- インターネットによる人権侵害
 - 個人の名誉やプライバシーに関する啓発を行うとともに、法務局等関係機関と連携した取り組みを推進します。
- その他の人権問題
 - 同性愛者等のマイノリティを少数派(アイヌやウタリ)の人々、刑罰を終えて出所した人、たばこ刑事事件の被害者や被告人たち、女性に対する重層的複合的な差別、また、非正規雇用の増加やひきこもり・ホームレス・自殺予防対策等も、今日的課題と考えられています。

あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、日常生活において人権尊重の意識がその態度や行動に現れ、人権をわが事であるという感覚として身につけることが重要です。

指針の総合的・効果的な推進

人権尊重を基本理念とし、各部署が相互に連絡・調整を行い、全庁的な体制で効果的かつ総合的な推進を図るとともに、事業評価と進行管理を行います。また、学識経験者の専門的な意見を参考に、人権啓発の推進を図ります。

《プロフィール》



平沢 安政(ひらさわ やすまさ)氏

現在、大阪大学大学院人間科学研究科教授(生涯教育学・人権教育学)、大阪府人権施策推進審議会委員、文部科学省「人権教育の指導方法等に関する調査研究会」委員、芦屋市人権教育・人権啓発推進協議会会長など。人権教育の理論と実践に関する幅広い研究を行なう。

「第2次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」の策定に寄せて

人権教育の推進を目的とした日本最初の法律である「人権教育・啓発推進法」が平成十二(二〇〇〇)年三月に策定され、すでに十一年が経過しました。同法の第五条に「たわねた、地方公共団体の責務を具体的に遂行するため、本市においては、芦屋市人権教育・啓発の推進に関する総合推進指針」を平成十四(二〇〇二)年五月に策定し、各種施策が実施されてきました。その成果を検証する一つの手段として、平成二十(二〇〇九)年十一月に人権についての「市民意識調査」が行われ、報告書が出されました。また、「芦屋市人権教育・人権啓発推進協議会」において、「市民意識調査」の結果を分析するとともに、第二次の総合推進指針」を策定するための検討を重ねてきました。

「第二次総合推進指針」においては、女性の人権と子どもの人権、高齢者の人権、障がいのある人の人権、外国人の人権、HIV感染者等の権利、インターネットによる人権侵害等について、それぞれ現在の状況と今後の取り組みが具体的に示されています。また、家庭・学校等、地域・職場企業等の事業所など、あらゆる場における人権教育・啓発の推進を図るとともに、市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、日常生活において人権尊重の意識がその態度や行動に現れ、人権をわが事であるという感覚として身につけることが重要と強調されています。

また、家庭・学校等、地域・職場企業等の事業所など、あらゆる場における人権教育・啓発の推進を図るとともに、市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、日常生活において人権尊重の意識がその態度や行動に現れ、人権をわが事であるという感覚として身につけることが重要と強調されています。

また、家庭・学校等、地域・職場企業等の事業所など、あらゆる場における人権教育・啓発の推進を図るとともに、市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、日常生活において人権尊重の意識がその態度や行動に現れ、人権をわが事であるという感覚として身につけることが重要と強調されています。

また、家庭・学校等、地域・職場企業等の事業所など、あらゆる場における人権教育・啓発の推進を図るとともに、市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、日常生活において人権尊重の意識がその態度や行動に現れ、人権をわが事であるという感覚として身につけることが重要と強調されています。



GATV 広報番組ガイド

5月後半	芦屋市広報番組 あしや トライ あんぐる	放送時間(15分)
オープニング	奥池湖畔「奥池園地」から	8:30
トピックス	東北地方太平洋沖地震義援金チャリティコンサート - 芦屋から被災地へ-	12:00
	新・芦屋市議会議員紹介	18:15
特集	山中市長に聞く -被災地視察の報告と芦屋市の被災地支援-	22:45
お知らせ	市民と市長の集会所トーク 歯の衛星週間	※DVD 貸出可
エンディング	市制施行70周年記念写真集「芦屋の四季・70選」から	

■アナログ放送は9chで、地上デジタル放送は11chでご覧ください。
■番組に関する問い合わせ 広報課 ☎38-2006 ■CATV全般に関する問い合わせ 株式会社ケーブルネット神戸芦屋(J:COM)カスタマーズセンター ☎0120-999-000

「芦屋シティグラフ好評発売中！」

市では、「芦屋シティグラフ(A4判・52ページ)全カラー刷り」を発行・発売しています。芦屋の自然や歴史、芦屋ゆかりの芸術・文学・文化。それらに触れつつ散歩を楽しめるコースの紹介、行政の動きや統計、また市内の医療機関一覧(地図)など盛りだくさんの情報を、写真170点のほかイラストや地図とともにわかりやすく掲載しています。芦屋市の紹介等に、ぜひご活用ください。

■発売 市役所行政情報コーナー・ラポルテ市民サービスコーナー
■定価 300円

問い合わせ 広報課 ☎38-2006

◆市制施行70周年記念写真集◆

芦屋の四季・70選 ~市民がつづる「芦屋の四季」~

市では、市民の皆さんの写真でつづった市制施行70周年記念写真集「芦屋の四季・70選」を発行・発売しています。市制施行70周年の記念として、市民の皆さんがつづられた現在の芦屋風景を、お手元に1冊残しておかれませんか。

■規格 菊A4判・120ページ/上製本・カラー印刷
■価格 1,000円
■発売所 行政情報コーナー(市役所北館1階) ラポルテ市民サービスコーナー

問い合わせ 広報課 ☎38-2006

「芦屋市ガイドマップ」を差し上げています

全市の市街図のほか、市章の由来、市の木・市の花の紹介、市内の主な施設・窓口案内、芦屋の歴史や見て歩きマップなどを掲載しています。

お1人に1部を、市役所1階行政サービスコーナー、ラポルテ市民サービスコーナーで差し上げています。ご希望のかたは、お申し出ください。印刷部数に限りがありますので、複数部数が必要なかたは、広報課へご相談ください。

問い合わせ 広報課 ☎38-2006